

周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和4年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例

周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年周南市条例第
235号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をい
う。以下同じ。）」に改める。

第12条第1号及び第2号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3号中「水火災その
他の災害」を「災害」に改める。

第13条中「水火災その他の災害」を「災害」に改める。

第14条中「水火災その他の災害」を「災害」に、「防禦」を「防禦」に改める。

第15条及び第16条を次のように改める。

（報酬）

第15条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 報酬の額は、別表のとおりとする。

3 報酬は、毎年度3月にその年度分を支給する。ただし、市長が必要と認めたとき
は、これを変更することができる。

（費用弁償）

第16条 消防団員が公務のため旅行した場合には、周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）別表第2の2号の職員の例により、費用弁償を支給する。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

1 年額報酬

職名	報酬額（年額）
団長	82,500円
副団長	69,000円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
部長	37,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

備考

- 1 年度の途中において職に就き、又は職を離れた場合の当該年度の報酬額は、日割りにより計算した額とする。
- 2 次に掲げる職に命ぜられた消防団員には、それぞれ次に定める額を年額報酬に加算する。この場合において、月の途中において職に命ぜられ、又は職を免じられた場合の当該月分の加算額は、1月を30日として日割りにより計算した額とする。
 - (1) 庶務部長 1月につき 1,800円
 - (2) 機関技術員 1月につき 3,000円

2 出動報酬

区分	報酬額（1日につき）
災害の場合	8,000円
警戒、訓練、式典又は会議の場合	4,000円
その他の職務の場合	2,000円

備考

- 1 災害の場合における出動報酬は、同一日において、その出動時間が7時間45分を超える場合は7時間45分ごとに1日とし、7時間45分に満たない時間は1日として計算する。
- 2 同一日に複数の災害に従事した場合における1の計算は、合計した出動時間による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日から引き続き水火災の職務に従事している消防団員の同日以後の当該職務に対する費用弁償については、なお従前の例による。この場合において、当該職務に対する改正後の第15条第1項に規定する出動報酬は支給しない。

(参 考)

周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(服務)</p> <p>第8条 消防団員は、団長の招集によって出動し、勤務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに<u>出動し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>第12条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 職務のためであってもみだりに建造物その他の物件を<u>き損</u>してはならない。</p> <p>(2) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに建造物その他の物件を<u>き損</u>してはならない。</p> <p>(3) 市民に対して常に<u>水火災その他の災害</u>の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に関しては、全力を挙げて、これに</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(服務)</p> <p>第8条 消防団員は、団長の招集によって出動し、勤務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに<u>出動し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>第12条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 職務のためであってもみだりに建造物その他の物件を<u>毀損</u>してはならない。</p> <p>(2) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに建造物その他の物件を<u>毀損</u>してはならない。</p> <p>(3) 市民に対して常に<u>災害</u>の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に関しては、全力を挙げて、これに<u>当たる心構え</u></p>

現行	改正案
<p>当たる心構えを持たなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(出動した場合の注意)</p> <p>第13条 消防団が<u>水火災その他の災害</u>の現場に出動したときは、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(消火、水防等の活動)</p> <p>第14条 <u>水火災その他の災害</u>の現場に到着した消防団員は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて<u>水火災その他の災害</u>の<u>防禦</u>及び鎮圧に努めなければならない。</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第15条 <u>消防団員には、別表に掲げる額の報酬を支給する。</u></p> <p><u>2 新たに消防団員に就職し、又は退職した場合の報酬については、前項の規定にかかわらず年額のものにあつては月割り、月額のものにあつては日割りをもって計算して得た額とする。</u></p> <p><u>3 前項の報酬は、消防団員に任命されたときはその日の属する月分から支給し、その職を解かれたときはその日の属する月分まで支給する。</u></p>	<p>を持たなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(出動した場合の注意)</p> <p>第13条 消防団が<u>災害</u>の現場に出動したときは、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(消火、水防等の活動)</p> <p>第14条 <u>災害</u>の現場に到着した消防団員は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて<u>災害</u>の<u>防禦</u>^{きよ}及び鎮圧に努めなければならない。</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第15条 <u>消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p><u>2 報酬の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>3 報酬は、毎年度3月にその年度分を支給する。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</u></p>

現行

(費用弁償)

第16条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により費用弁償を支給する。ただし、出勤時間が5時間を超える場合は、5時間を超えるごとにその額の5割相当額を増額する。

(1) 水火災の場合 1回につき 6,700円

(2) 警戒の場合 1回につき 6,700円

(3) 訓練の場合 1回につき 6,700円

2 前項の場合を除き、消防団員が公務のため旅行した場合には、周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号。以下「条例」という。）第5条及び条例別表その他の特別職の項を準用し、費用の弁償をする。

(支給方法)

第17条 消防団員の報酬及び費用弁償の支給については、条例第3条、第4条及び第5条の規定を準用し、団長を経て各受給者にこれを支給する。

2 前項の報酬は、毎年9月及び3月の2期に、それぞれの当月までの分を支給する。

(公務災害補償)

第18条 (略)

2 (略)

改正案

(費用弁償)

第16条 消防団員が公務のため旅行した場合には、周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）別表第2の2号の職員の例により、費用弁償を支給する。

(公務災害補償)

第17条 (略)

2 (略)

現行

改正案

(退職報償金)
 第19条 (略)
 2 (略)

(退職報償金)
 第18条 (略)
 2 (略)

別表 (第15条関係)

別表 (第15条関係)

職名	区分	支給額
団長	年額	81,000円
副団長	年額	67,500円
分団長	年額	49,000円
副分団長	年額	44,000円
部長	年額	36,500円
班長	年額	35,500円
団員	年額	34,500円
庶務部長 (消防団長が指名した者)	(別に) 月額	1,800円
機関技術員 (消防団長が指名した者)	(別に) 月額	3,000円

1 年額報酬

職名	報酬額 (年額)
団長	82,500円
副団長	69,000円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
部長	37,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

備考

- 1 年度の途中において職に就き、又は職を離れた場合の当該年度の報酬額は、日割りにより計算した額とする。
- 2 次に掲げる職に命ぜられた消防団員には、それぞれ次に定める額を年額報酬に加算する。この場合において、月の途中において職に命ぜられ、又は職を免じられた場合の当

現行

改正案

該月分の加算額は、1月を30日として日割りにより計算した額とする。

(1) 庶務部長 1月につき 1,800円

(2) 機関技術員 1月につき 3,000円

2 出動報酬

区分	報酬額（1日につき）
災害の場合	8,000円
警戒、訓練、式典又は会議の場合	4,000円
その他の職務の場合	2,000円

備考

1 災害の場合における出動報酬は、同一日において、その出動時間が7時間45分を超える場合は7時間45分ごとに1日とし、7時間45分に満たない時間は1日として計算する。

2 同一日に複数の災害に従事した場合における1の計算は、合計した出動時間による。